

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7	1-003226 5-004037 1052

2. 指名停止措置期間

令和元年9月20日 から 令和元年12月19日 3ヶ月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事，建設コンサルタント業務及び物品納入・役務の提供等

4. 事実概要

東亜道路工業（株）が，他社と共同して，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げ額又は当該価格を維持すること等を決定していたことが，独占禁止法第3条に違反する行為であるとして，令和元年6月20日，公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業（株）が独占禁止法違反行為を起こしたことは，「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第6号に該当すると認められる。

なお，同社は課徴金減免制度の適用を受けていることから，同要綱第4条第3項を適用して，指名停止期間を2分の1とする。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し，独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し，工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（4号及び5号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6月以上12月以内